

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43866

107

極 秘
無 期 限
内 部 的 文 号

藤山マッカーサー了解の対米確認

50. 3. 17

アフリカ局

1. 昭43. 4. 25付付日米政府見解(所謂藤山マッカーサー口頭了解)の確認方要請に対し、米側は、その

内容の問題は、昭和42年12月25日付付日統一見解及び本年1月21日、対楠瀬答弁書に鑑み、米側の解

釋による所謂「transit」問題につき、日本政府が如何なる見通しを以て対国会説明に当ることを

90%承認した。従米側の ambiguity を続けること、政策を変更しないことの保証、具体的には、これら最近

の両文書につき対米確認を求めたこととは、竹外氏及び9%保証を得た上、わが方要請に依り、その

態度を以てした。従米側は、昭和42年10月の「持込」問題に關する対米非公式接触中絶と、菅沼兩文書の後の

書発出の時期の符合もあり、強、懸念を抱いてのやりに見受けられた。

2. 所謂口頭了解については従米側の内容が明確であり、対米照会の必要は、昭和42年10月の内藤質問以来、極めて詳細に亘る懷疑

が国会等に行われ、遂に最終疑問に對して対米確認を求めた状態に至り、3月1日の「積残」審

議の公式回答未接到に切り抜けたこと、関係委員会に對する審議の確答を求めたこととは不可避

である。

3. 従之、今後の国会審議の備忘、米側に対し

前記の統一見解及び「対楠瀬答弁書」を以て、改めて対米確認を求めるとは、しな、旨の assurance

を与之して、所謂口頭了解につき米側の確認を取り付けるとは、所謂「transit」問題につき、米側が

今信に依り詳細に説明しているかにつき半例を説明し

ておく必要がある。